

第69期 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

開催日時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時

開催場所

長野県上伊那郡宮田村137番地
当社本社管理棟 2階第3会議室

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

証券コード：7885

目次

第69期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(提供書面)	
事業報告	17
連結計算書類等	39
計算書類等	44

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染が広がっております。株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

証券コード 7885
2022年6月7日

株 主 各 位

長野県上伊那郡宮田村137番地
タカノ株式会社
代表取締役社長 鷹 野 準

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2 場 所	長野県上伊那郡宮田村137番地 当社本社管理棟 2階第3会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

<ご案内>

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 例年株主総会終了後に開催しております会社説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、本年は中止することを決定いたしましたので、お知らせいたします。また、飲みもの、お菓子等のご提供およびお土産の配布についても中止いたします。事情をご拝察いただき、何卒ご理解たまわれますよう、お願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.takano-net.co.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第63期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第63期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	担当	候補者属性
1	鷹野 準 <small>たかの じゅん</small>	代表取締役社長	経営全般	再任
2	鷹野 力 <small>たかの つとむ</small>	専務取締役	社長補佐、TQM推進室担当	再任
3	大原 明夫 <small>おおはら あきお</small>	常務取締役	経営企画本部、人事部、ネットワーク部、アグリ事業推進室担当	再任
4	久留島 馨 <small>くろしま かおる</small>	取締役	メディカル事業推進室担当	再任
5	玉木 昭男 <small>たまき あきお</small>	取締役	産業機器部門・エクステリア部門担当	再任
6	下島 久志 <small>しも じま ひさし</small>	取締役	ファニチャー部門担当	再任
7	植田 康弘 <small>うえだ やすひろ</small>	取締役	薬事室担当	再任
8	鷹野 まさ央 <small>たかの まさお</small>	取締役	画像計測部門担当	再任
9	黒田 康裕 <small>くろだ やすひろ</small>	取締役 (非業務執行)	—	再任
10	杉山 とお徹 <small>すぎやま とおる</small>	取締役 (非業務執行)	—	再任
11	鈴木 浩 <small>すずき ひろし</small>	社外取締役	—	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

たかの 鷹 の 野 じゅん 準

再任

生年月日

1949年1月7日

所有する当社株式の数

192,100株

候補者番号

2

たかの 鷹 の 野 つとむ 力

再任

生年月日

1951年12月3日

所有する当社株式の数

226,200株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年3月 当社入社
1978年8月 当社取締役
1982年9月 当社常務取締役
1985年9月 当社専務取締役
1998年6月 当社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

(株)ニッコー代表取締役社長
タカノ機械(株)代表取締役社長
一般財団法人鷹野学術振興財団代表理事

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役に就任し44年の任務を通じて、当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、1998年から24年間にわたり、当社の代表取締役社長として経営全般を適切に統括していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年1月 当社入社
1990年9月 当社取締役
1994年6月 当社家具開発部長
1996年6月 当社常務取締役
2015年6月 当社専務取締役（現任）
2015年7月 社長補佐、TQM推進室担当（現任）

（重要な兼職の状況）

上海鷹野商貿有限公司董事長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の様々な事業部門の担当取締役を歴任するとともに、中国現地法人の役員も務め、海外における事業を含め幅広い知識および経験に基づいた実績を有しております。また、2015年7月からは全社の品質管理等を統括する部署の担当取締役および社長補佐として当社の経営全般にわたる業務改革に成果をあげていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

候補者番号 3

おお はら あき お
大原 明夫

再任

生年月日

1948年3月23日

所有する当社株式の数

8,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1971年4月 ㈱日本興業銀行（現㈱みずほフィナンシャルグループ）入行
2001年8月 当社入社、当社企画室長
2003年7月 当社経理部長
2005年6月 当社取締役
2007年6月 当社常務取締役（現任）
2021年7月 経営企画本部、人事部、ネットワーク部、アグリ事業推進室担当（現任）
（重要な兼職の状況）
Takano of America Inc. President/CEO

取締役候補者とした理由

同氏は金融機関で培った経験と知識のもと、2005年から当社経理部門、経営企画部門、人事部門等の管理部門の担当取締役としてその職務・職責を適切に果たしております。このような豊富な経験と高い見識を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 4

く る しま かおる
久留島 馨

再任

生年月日

1956年3月12日

所有する当社株式の数

11,900株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年9月 当社入社、営業開発部主査
1996年1月 当社営業開発本部画像営業部長
2006年6月 当社取締役（現任）
2010年7月 当社新事業開発部長
2013年4月 当社画像計測部門長
2015年1月 メディカル事業推進室担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、主に検査計測事業の営業部門に従事し、2006年からは担当取締役として検査計測事業の成長を牽引してまいりました。その豊富な業務経験、営業管理に関する高い知見を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 5

たま き あさ お
玉木 昭男

再任

生年月日

1955年10月27日

所有する当社株式の数

7,800株

候補者番号 6

しも じま ひさ し
下島 久志

再任

生年月日

1960年10月1日

所有する当社株式の数

4,600株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年4月 当社入社
1997年3月 当社産業機器部長
2008年12月 当社エレクトロニクス部門画像計測グループ（現画像計測部門）管理部長
2012年4月 当社執行役員
2014年6月 当社取締役（現任）
2015年7月 産業機器部門・エクステリア部門担当（現任）
（重要な兼職の状況）
香港鷹野国際有限公司董事長

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、主に産業機器部門に従事し、2015年からは産業機器部門およびエクステリア部門の担当取締役として、入社以来培った豊富な経験と事業経営における高い見識のもと、部門業務改革で成果をあげていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 当社入社
2002年7月 家具部門（現ファニチャー部門）管理部長
2006年7月 当社エレクトロニクス部門産業機器部（現産業機器部門）部長
2009年7月 家具部門（現ファニチャー部門）管理部長
2012年4月 当社執行役員
2016年6月 当社取締役（現任）
ファニチャー&ヘルスケア部門（現ファニチャー部門）担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、主にファニチャー部門に従事し、2016年からはファニチャー部門の担当取締役として、入社以来培った豊富な経験と事業経営における高い見識のもと、主に部門生産改革等で成果をあげていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

候補者番号

7

う え だ や す ひ ろ
植 田 康 弘

再任

生年月日

1957年2月18日

所有する当社株式の数

2,100株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年4月 オリンパス光学工業(株)（現オリンパス(株)）入社
2000年4月 同社内視鏡事業企画部長
2006年6月 同社執行役員
2009年8月 ベックマン・コールター・バイオメディカル(株)代表取締役兼薬事法務本部長
2011年1月 ベックマン・コールター(株)取締役品質・薬事法務行政担当
2013年11月 ビー・ブラウンエースクラブ(株)執行役員薬事・品質保証本部長
2016年11月 当社入社、執行役員経営企画本部主管
2017年4月 当社上席執行役員ヘルスケア部門副部門長
2017年6月 当社取締役（現任）
2021年7月 薬事室担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、医療機器業界に長年従事し、医療機器関連企業で培った豊富な経験と高度な知識を有し、これらの知見を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

た か の ま さ お
鷹 野 雅 央

再任

生年月日

1987年4月28日

所有する当社株式の数

89,600株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2012年4月 (株)東芝入社
2014年1月 (株)浜銀総合研究所入社
2018年1月 当社入社、画像計測部門配属
2020年7月 当社執行役員、ファニチャー部門副部門長
2021年6月 当社取締役（現任）
画像計測部門担当（現任）

（重要な兼職の状況）

台湾鷹野股份有限公司董事長

取締役候補者とした理由

同氏は、(株)東芝、(株)浜銀総合研究所における実務経験で培われた経営計画策定にかかる優れた能力を保有しているとともに、当社入社以来、画像計測部門、ファニチャー部門の業務に従事し当社事業に係る深い理解のもと、経営計画策定にかかる高い知見を活かし、当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

候補者番号 9

くろ だ やす ひろ
黒田 康裕

再任

生年月日

1952年7月6日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年4月 コクヨ(株)入社
1991年6月 同社取締役
1993年6月 同社常務取締役
1995年6月 同社専務取締役
2009年3月 同社代表取締役専務
2010年3月 同社代表取締役副社長
2011年3月 同社代表取締役、副社長執行役員
2015年3月 同社取締役副会長
2018年6月 当社取締役（現任）
2020年3月 コクヨ(株)特別顧問（現任）

（重要な兼職の状況）

コクヨ(株)特別顧問

取締役候補者とした理由

同氏はコクヨ株式会社での会社経営において培われた経営者としての高い見識とオフィス家具業界での長年の経験を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスをいただけるものと判断し、引き続き、業務執行を行わない取締役候補者いたしました。

候補者番号 10

すぎ やま とおる
杉 山 徹

再任

生年月日

1956年8月15日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年12月 日本発条(株)入社
2010年6月 同社執行役員
2014年4月 同社常務執行役員
2017年4月 同社専務執行役員
2018年6月 同社取締役専務執行役員
2019年4月 同社代表取締役副社長執行役員CFO
2021年6月 当社取締役（現任）
2022年4月 日本発条(株)代表取締役副社長執行役員CFO・CLO（現任）

（重要な兼職の状況）

日本発条(株)代表取締役副社長執行役員CFO・CLO

取締役候補者とした理由

同氏は、日本発条株式会社での職務を通じて培われた経営者としての高い見識とばね関連業界での長年の経験を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスをいただけるものと判断し、引き続き、業務執行を行わない取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

候補者番号 11

すず き ひろし
鈴木 浩

再任

社外

独立

生年月日

1942年5月27日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1966年4月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほフィナンシャルグループ） 入行
1994年6月 同社取締役
1995年5月 興銀証券(株)（現みずほ証券(株)） 常務取締役
1997年6月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほフィナンシャルグループ） 常務取締役
2001年6月 富士重工(株)（現(株)SUBARU） 取締役専務執行役員
2004年6月 同社代表取締役副社長
2006年6月 同社顧問
2007年6月 (株)日本航空社外監査役
2019年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、金融機関や事業会社での経営において培われた経営者としての豊富な経験とコンプライアンスおよびコーポレートガバナンスにおける高い見識を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスをいただけることを期待し、引き続き、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 取締役候補者鷹野 準氏は、当社の100%出資の子会社株式会社ニッコーおよびタカノ機械株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は両社との間に材料、製品仕入の取引関係があります。
2. 取締役候補者鷹野 力氏は、当社の100%出資の子会社上海鷹野商貿有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社との間に材料仕入、販売業務の委託の取引関係があります。
3. 取締役候補者大原明夫氏は、当社の100%出資の子会社 Takano of America Inc.のPresident/CEOを兼務しており、当社は同社との間に製品販売および業務委託の取引関係があります。
4. 取締役候補者玉木昭男氏は、当社の100%出資の子会社香港鷹野国際有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、材料仕入の取引関係があります。
5. 取締役候補者鷹野雅央氏は、当社の100%出資の子会社台湾鷹野股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社との間に材料仕入、販売業務の委託の取引関係があります。
6. 取締役候補者黒田康裕氏は、コクヨ株式会社の特別顧問を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。
7. 取締役候補者杉山 徹氏は、日本発条株式会社の代表取締役副社長執行役員CFOを兼務しており、当社は同社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。
8. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
9. 鈴木 浩氏は、社外取締役候補者であります。
10. 取締役候補者黒田康裕氏、取締役候補者杉山 徹氏および、取締役候補者鈴木 浩氏と当社の間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、黒田康裕氏および杉山 徹氏については引き続き業務を執行しない取締役として、鈴木 浩氏については引き続き社外取締役として、就任する予定でありますので、期待された役割を十分発揮できるよう、同

契約を継続する予定であります。

これらの契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役および社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の株主代表訴訟を含む法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

12. 鈴木 浩氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
13. 当社は、鈴木 浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

たか しま あつし
高 嶋 厚

再任

生年月日

1958年8月2日

所有する当社株式の数

17,500株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
1999年7月 当社人事部人事課長
2008年7月 当社人事部部長
2018年1月 当社アグリ事業推進室室長
2020年3月 当社一時取締役監査等委員
2020年6月 当社取締役監査等委員（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、当社人事部長を歴任するなど、主に経営管理部門の業務に長年従事しており、そこで培った当社の経営管理・業務管理に関する高い知見をもっております。情報収集等その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、かかる知見を持つ同氏が適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

候補者番号 2

は せ がわ よう じ
長谷川 洋二

再任

社外

独立

生年月日

1952年12月9日

所有する当社株式の数

－株

候補者番号 3

こ まつ てつ お
小松 哲夫

再任

社外

独立

生年月日

1954年1月5日

所有する当社株式の数

－株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年3月 司法研修所卒業
1979年4月 弁護士登録
2003年6月 当社社外監査役
2016年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士法人長谷川洋二法律事務所代表
㈱キョウデン社外取締役
ルビコン㈱社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しておられることおよび弁護士としての専門的な知識・経験をもとに長年にわたり当社の監査役、監査等委員である取締役として経営全般を監視し、有益な助言をいただいていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1976年4月 ㈱八十二銀行入行
2011年6月 同行常務取締役
2015年6月 長野計器㈱社外取締役
2016年6月 同社常務取締役
2020年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は金融機関および製造メーカーにおける経営に携わってきた経験に基づく内部統制およびリスク管理に関する高い知見をもっております。かかる知見に基づき、当社の監査等委員である取締役として経営全般を監視し、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

- (注) 1. 長谷川洋二氏は、弁護士法人長谷川洋二法律事務所の代表を務めており、同法人は当社と法律顧問契約を締結しております。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 長谷川洋二および小松哲夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、長谷川洋二氏および小松哲夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- なお、当社は長谷川洋二氏が代表を務める弁護士法人長谷川洋二法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当社が支払っている報酬額は10百万円以下であり、かつ、同事務所が受領する報酬額に占める割合も僅少であることから、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものでなく、同氏の独立性は十分確保されているものと判断しております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の株主代表訴訟を含む法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 長谷川洋二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
7. 小松哲夫氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 長谷川洋二氏および小松哲夫氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認され、社外取締役に選任された場合、期待された役割を十分発揮できるよう同契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

よね だ やす はる
米田 保晴

社外

生年月日

1950年6月18日

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年4月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行）入行
1998年6月 同行米州部長
2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）米州企画部長
2004年3月 信州大学（現国立大学法人信州大学）経済学部教授
2005年4月 同大学大学院法曹法務研究科教授
2006年6月 高岡信用金庫員外監事（現任）
2015年6月 (株)タカギセイコー社外取締役（現任）
2016年4月 国立大学法人信州大学名誉教授（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関で培った金融経済に関する経験と知識をもっております。また、国立大学法科大学院教授を勤めるなど、企業法務全般における非常に高い見識をもっております。かかる見識等に基づき、当社の監査等委員である社外取締役として経営全般を監視し、有益な助言をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田保晴氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の株主代表訴訟を含む法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。米田保晴氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 米田保晴氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、社外取締役として就任する予定ですので、期待された役割を十分発揮できるよう、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内の新型コロナウイルス感染状況が拡大と収束を繰り返す中で経済状況は徐々に正常化に向かう動きがあったものの、海上物流の問題や地政学リスクの顕在化にともなうサプライチェーンの混乱の加速、さらには急激な為替相場の変動などが加わり、先行きは不透明な状況が続いております。

かかる中、当社グループの主力製品が関係するオフィス家具業界におきましては、コロナ禍での働き方の変化やオフィスのあり様の変化などを捉えた需要などの面に、一定の回復が見られました。

また、当社グループのもう一つの主力製品である検査計測装置の関連では、液晶をはじめとするFPD（フラット・パネル・ディスプレイ）製造装置業界におきましては需要減少により設備投資に陰りがみられる一方で、各種半導体不足を背景に、半導体製造装置関連の需要は拡大基調で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは2021年5月に公表いたしました中期経営計画「ONE TAKANO」に従い、全社的な新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しつつ、グループ一丸となって計画の基本方針である「構造改革とプロセス改革により、高付加価値事業へシフトし、新たな成長路線を構築する」の実現を図るべく、取り組みを進めてまいりました。

この結果、主に産業機器事業および住生活関連機器事業の販売の増加により、当連結会計年度の売上高は22,748百万円で、前連結会計年度比2,698百万円、13.5%の増収となりました。

利益面につきましては、販売増加にともなう粗利益増加に加えて合理化推進を継続的に実施した結果、営業利益1,143百万円（前連結会計年度は営業損失97百万円）、経常利益1,237百万円（前連結会計年度比1,090百万円、738.7%の増益）となりました。また、エクステリア事業の固定資産に係る減損損失を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益894百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失11百万円）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しておりますが、これにともなう売上高の大きな変動はないため、当連結会計年度における事業の概況に関する説明は、売上高についても前連結会計年度と比較しての増減額および前連結会計年度比（%）を記載しております。

詳細は、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

[事業区分別売上高]

(単位：百万円)

事業	第 68 期 (前連結会計年度) 自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日		第 69 期 (当連結会計年度) 自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
住生活関連機器	9,285	46.3%	12,094	53.1%	2,808	30.2%
検査計測機器	6,916	34.5	5,904	26.0	△1,012	△14.6
産業機器	1,686	8.4	2,656	11.7	969	57.5
エクステリア	827	4.1	872	3.8	44	5.4
機械・工具	1,332	6.7	1,220	5.4	△112	△8.4
合計	20,050	100.0	22,748	100.0	2,698	13.5

[住生活関連機器事業]

当事業区分は、当社、連結子会社上海鷹野商貿有限公司で構成され、主にオフィス用、福祉・医療施設用の椅子等の製造販売を行っております。

当事業においては、コロナ禍でのオフィスのあり方、働き方の変化に対応したWEB会議の機会の拡大にともない需要が増加している個室空間製品の生産体制の拡充を行ってまいりました。また、オフィス用の椅子の需要にも回復がみられました。

この結果、売上高は12,094百万円で前連結会計年度比2,808百万円、30.2%の増収となりました。利益面では、積極的な製造ラインの合理化を進め、セグメント利益は446百万円（前連結会計年度はセグメント損失228百万円）となりました。

[検査計測機器事業]

当事業区分は、当社、連結子会社タカノ機械株式会社および台湾鷹野股份有限公司で構成され、主に液晶等の検査計測装置等を製造販売しております。

当事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた渡航制限や海外拠点での外出制限等の制約のなか、リモートによる海外顧客向け装置立上作業の実施に取り組む他、オンラインでの営業活動・WEB展示会によるプロモーションを含め、半導体関連検査装置・電池部材向け検査装置等の受注活動に重点をおいた取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、半導体関連検査装置の旺盛な需要はあるものの、FPD（フラット・パネル・ディスプレイ）業界向けの検査装置の需要が減少傾向となったこと等により、売上高は5,904百万円で前連結会計年度比1,012百万円、14.6%の減収となりました。一方、利益面では、粗利率の改善や固定費を中心に積極的なコストダウンを推し進めた結果、セグメント利益は201百万円で、前連結会計年度比121百万円、153.8%の増益となりました。

[産業機器事業]

当事業区分は、当社、連結子会社香港鷹野国際有限公司およびTakano of America Inc.で構成され、主に電磁アクチュエータ、ユニット（ばね）製品等を製造販売しております。

当事業においては、半導体製造装置や医療機器向けの電磁アクチュエータの旺盛な需要に応えるべく増産に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は2,656百万円で前連結会計年度比969百万円、57.5%の増収となりました。利益面では、販売の増加にともなう粗利益の増加等により、セグメント利益は473百万円で、前連結会計年度比437百万円、1,199.7%の増益となりました。

[エクステリア事業]

当事業区分は、当社が主に跳ね上げ式門扉、カーポート、テラス、オーニング、ガーデンファニチャー等のエクステリア製品を製造販売しております。

当事業においては、店舗・商業施設向けオーニングの需要減少のなか、公共向け・アウトドア関連分野向け製品の販売促進活動に注力してまいりました。

この結果、売上高は872百万円で前連結会計年度比44百万円、5.4%の増収となりました。一方、利益面では、積極的な販売促進活動にともなう間接費の増加等により、セグメント損失は49百万円（前連結会計年度はセグメント損失38百万円）となりました。

[機械・工具事業]

当事業区分は、株式会社ニッコーによる機械・工具等の仕入販売に関する事業であります。当事業においては、顧客である製造業でのIoT化・ロボット化の動きを捉え、新規顧客の開拓および既存顧客の需要掘り起こしに注力してまいりました。しかしながら、収益認識基準等の適用により、売上高は1,220百万円で前連結会計年度比112百万円、8.4%の減収となりました。一方、セグメント利益は85百万円で、前連結会計年度比26百万円、45.3%の増益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は699百万円であり、その主なものはエクステリア事業に係る倉庫建設等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は不測の事態に備え、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的に、金融機関2行と総額4,500百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、上記設備投資は自己資金によっており、当連結会計年度中の特記すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

売上高 (単位: 百万円)



経常利益 (単位: 百万円)



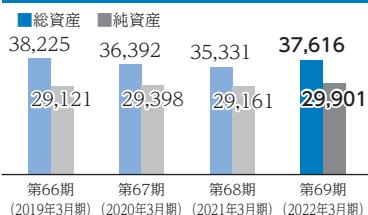
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (単位: 百万円)



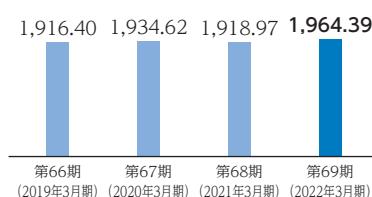
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (単位: 円)



総資産/純資産 (単位: 百万円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



区 分	第 66 期 (2019年 3 月期)	第 67 期 (2020年 3 月期)	第 68 期 (2021年 3 月期)	第 69 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売 上 高	23,657百万円	22,346百万円	20,050百万円	22,748百万円
経 常 利 益	1,291百万円	858百万円	147百万円	1,237百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△)	959百万円	585百万円	△11百万円	894百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	63円11銭	38円56銭	△0円75銭	58円84銭
総 資 産	38,225百万円	36,392百万円	35,331百万円	37,616百万円
純 資 産	29,121百万円	29,398百万円	29,161百万円	29,901百万円
1株当たり純資産額	1,916円40銭	1,934円62銭	1,918円97銭	1,964円39銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ニッコー	90百万円	100.0%	工具機械装置・外構資材等の仕入販売
タカノ機械株式会社	50百万円	100.0%	省力化機械の設計製造販売
台湾鷹野股份有限公司	20百万台湾元	100.0%	検査計測装置の販売および保守
上海鷹野商貿有限公司	500千米ドル	100.0%	オフィス家具製品等の仕入販売
香港鷹野国際有限公司	1百万香港ドル	100.0%	電磁アクチュエータの仕入販売
Takano of America Inc.	800千米ドル	100.0%	電磁アクチュエータの仕入販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の浸透や、新しい生活様式、働き方の定着等により、経済活動の安定化が期待されるではありますが、原材料価格の高騰や部材調達の難航、不安定な為替相場など景気の先行きについては不透明な状況は継続しております。

このような状況のなか、当社グループでは、第71期（2024年3月期）を最終目標年度とする中期経営計画「ONE TAKANO」を着実に推進し、基本方針として掲げた「構造改革とプロセス改革により、高付加価値事業へシフトし、新たな成長路線を構築する」の実現に向けて、当社グループの総合力の発揮により計画を推進してまいります。

当社グループの主力製品が関係するオフィス家具業界においては、新しいオフィスのあり方に対応した製品分野の需要の増加が期待され、また検査計測装置業界におきましては、FPDメーカー各社の設備投資が減少する一方で、半導体製造業界向けの検査装置については旺盛な需要が見られ、これに対応すべく事業構造の変換を図ってまいります。産業機器事業におきましても引き続き好調な半導体製造装置・医療機器向けのアクチュエータの増産に向けて体制を整えてまいります。

中期経営計画の2年目にあたる次期においては、計画の達成に向け施策のさらなる具体化と重点的かつ積極的な経営資源の投入により、施策実行スピードを向上させてまいります。

株主の皆様のご期待に沿えるよう、中期の経営目標の達成と、企業価値の向上を図るため、当社グループ一丸となって、リスクへの対応と事業構造改革を通じた成長性と収益性の改善に邁進する所存でありますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	製品分類	主要製品等
住生活関連機器事業	オフィス用家具	オフィス用椅子(事務用回転椅子、会議用椅子等)、個室空間製品の製造販売
	福祉・医療施設用椅子	健康福祉関連機器(福祉・医療施設用の椅子等)の製造販売
検査計測機器事業	検査計測装置	画像処理検査装置(半導体、LCD、電池部材検査装置)、原子間力顕微鏡、画像処理計測装置、レーザー加工機の製造販売
産業機器事業	ユニット製品	薄板ばね、線ばね、渦巻ばね、メッシュ、パンチ等の文具類の製造販売
	産業機器	電磁アクチュエータの製造販売
エクステリア事業	エクステリア製品	跳ね上げ式門扉、カーポート、テラス、オーニング、ガーデンファニチャーの製造販売
機械・工具事業	工具機械装置等	工具機械装置・外構資材等の仕入販売

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	長野県	埼玉事業所	埼玉県
伊那工場	長野県	東京営業所	東京都
下島工場	長野県	横浜営業所	神奈川県
宮田工場	長野県	大阪営業所	大阪府
南平工場	長野県	静岡事務所	静岡県
馬住工場	長野県	大分CSセンター	大分県
函館事業所	北海道	台湾事務所	中華民国台中市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社ニッコー	長野県
タカノ機械株式会社	長野県
台湾鷹野股份有限公司	中華民国台中市
上海鷹野商貿有限公司	中華人民共和国上海市
香港鷹野国際有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
Takano of America Inc.	米国カリフォルニア州トーランス市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
住生活関連機器事業	215 (40) 名	3名増 (3名減)
検査計測機器事業	245 (3)	5名減 (1名減)
産業機器事業	48 (35)	6名増 (-)
エクステリア事業	19 (10)	- (2名増)
機械・工具事業	18 (5)	1名増 (3名減)
全社 (共通)	110 (10)	1名減 (1名減)
合計	655 (103)	4名増 (6名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時社員・季節契約社員・パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
566 (97) 名	4名増 (3名減)	43.7歳	15.9年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員・季節契約社員・パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 八十二銀行	26百万円
株式会社 みずほ銀行	100

- (注) 当社は不測の事態に備え、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的に、株式会社八十二銀行と借入極度額25億円のコミットメントライン契約を、株式会社みずほ銀行と借入極度額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入残高はございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,721,000株 |
| ③ 株主数 | 7,032名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コ ク ヨ 株 式 会 社	2,151千株	14.13%
日 本 発 条 株 式 会 社	2,151	14.13
堀 井 朝 運	1,487	9.77
株 式 会 社 鷹 山	1,135	7.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	654	4.30
水 元 公 仁	408	2.68
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	397	2.61
一 般 財 団 法 人 鷹 野 学 術 振 興 財 団	380	2.49
タ カ ノ 取 引 先 持 株 会	311	2.04
タ カ ノ 従 業 員 持 株 会	297	1.95

- (注) 1. 当社は、自己株式を499,420株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (499,420株) を控除して計算しております。
3. 日本発条株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式1,000千株 (持株比率6.56%) を含んでおります (株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本発条口再信託受託者株式会社日本カスタディ銀行」であります。)
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の持株数はすべて信託業務に係るものであります。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鷹野 準	株式会社ニッコー代表取締役社長、タカノ機械株式会社代表取締役社長、一般財団法人鷹野学術振興財団代表理事
専務取締役	鷹野 力	社長補佐、TQM推進室担当、上海鷹野商貿有限公司董事長
常務取締役	大原 明夫	経営企画本部、人事部、ネットワーク部、アグリ事業推進室、Takano of America Inc. President/CEO
取締役	久留島 馨	メディカル事業推進室担当
取締役	玉木 昭男	産業機器部門・エクステリア部門担当、香港鷹野国際有限公司董事長
取締役	下島 久志	ファニチャー部門担当
取締役	植田 康弘	薬事室担当
取締役	鷹野 雅央	画像計測部門担当、台湾鷹野股份有限公司董事長
取締役	黒田 康裕	コクヨ株式会社特別顧問
取締役	杉山 徹	日本発条株式会社代表取締役副社長執行役員CFO
取締役	鈴木 浩	
取締役（監査等委員・常勤）	高嶋 厚	
取締役（監査等委員）	長谷川 洋二	弁護士法人長谷川洋二法律事務所代表、株式会社キョウデン社外取締役、ルビコン株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	小松 哲夫	

- (注) 1. 取締役黒田康裕、杉山徹の両氏は、非業務執行取締役であります。
2. 取締役鈴木浩氏および取締役（監査等委員）長谷川洋二、小松哲夫の両氏は、社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高嶋厚氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役鈴木浩氏および取締役（監査等委員）長谷川洋二、小松哲夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役ならびに各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員等であり、その保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 取締役の報酬額の決定基本方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定においては、当社の持続的な発展と中長期の企業価値向上を目指し、経営戦略と連動した各年毎変動性の高いものとします。

また、報酬水準としては、優秀な経営人材を確保可能な水準とすることを基本とします。

b. 取締役の報酬の構成

・業務執行取締役

業務執行取締役の報酬額は取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬である「基本報酬」と業績連動報酬等である金銭報酬の「賞与」によって構成します。

業務執行取締役の「基本報酬」は確定額報酬等である「固定報酬」と業績連動性のある報酬である「業績連動報酬」によって構成します。

・社外取締役及び非業務執行取締役

社外取締役及び非業務執行取締役の報酬額は取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬である「基本報酬」と取締役の1年間の任期に報いる趣旨で支給する金銭報酬である「賞与」によって構成します。

c. 取締役の報酬の決定方針

(a) 確定額報酬等の額または算定方法

・業務執行取締役

業務執行取締役の確定額報酬である「固定報酬」は、各業務執行取締役の担当役位及び職務範囲等により定めます。

・社外取締役及び非業務執行取締役

社外取締役及び非業務執行取締役の基本報酬および賞与は、業務の性格から業績への連動性を排し、当会社と同等規模の他社の報酬水準を参考にして定めることとします。

(b) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

・業務執行取締役

「業績連動報酬」の算定方法

業務執行取締役の「基本報酬」に含まれる「業績連動報酬」の算定方法は、各業務執行取締役の担当業務範囲における前年度の売上高および営業損益の増減率・目標達成率ならびに前年度の長期および短期にかかる施策実施度を評価項目として、報酬の昇降率を算定し、前年度の個人ごとの報酬額に報酬の昇降率を乗じて当年度の報酬を定めます。

なお、全社にわたる機能部門等を担当する業務執行取締役の評価項目は全社の売上高および営業損益の増減率等によるものとします。

「賞与」の算定方法

「賞与」は、前年度の営業利益の額を基礎とし算定する役員賞与月数の昇降率と、「基本報酬」に構成される「業績連動報酬」の算定と同様の売上高および営業損益ならびに長期および短期にかかる施策実施度を評価項目とする各業務執行取締役の賞与評価係数を前年度の個人ごとの賞与額に乗じて定めます。

なお、当年度の営業利益が負の値であった場合は、「賞与」は支給しないものとします。

- (c) 非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）は設けないものとします。

- (d) 確定額報酬等・業績連動報酬等・非金銭報酬等の割合（構成比率）

業務執行取締役の報酬のうち、確定額報酬等（固定報酬）と業績連動報酬等の構成比は概ね50：50とします。

社外取締役及び非業務執行取締役の報酬は全て確定額報酬等（固定報酬）とします。

- d. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

基本報酬は毎月固定額を支給することとしており、報酬額の改定は毎年7月とします。

また、賞与については、毎年6月末日頃に支給します。

- e. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

- (a) 委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当

報酬等（基本報酬・賞与）は前述「c.取締役の報酬の決定方針」により算定することとしていますが、最終的な報酬等の内容についての査定および決定については、以下のものに委任を行うこととします。

代表取締役社長 鷹野 準

- (b) 委任する権限の内容

委任する権限は取締役（監査等委員を除く）の報酬等（基本報酬・賞与）の最終的な額の査定および決定であります。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について最終的な査定を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

- (c) 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

特段の措置はありません。

- f. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

特段の事項はありません。

ロ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	225	120	105	-	13
(うち社外取締役)	(3)	(3)	(-)	(-)	(1)
取締役 (監査等委員)	21	21	-	-	3
(うち社外取締役)	(7)	(7)	(-)	(-)	(2)
合 計	246	141	105	-	16
(うち社外役員)	(11)	(11)	(-)	(-)	(3)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第63期定時株主総会において、年額300百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は10名であります。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第63期定時株主総会において、年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名であります。
4. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、2021年6月25日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の在任中の報酬等の額が含まれております。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
 取締役 (監査等委員を除く) 10名 20.9百万円
 取締役 (監査等委員) 3名 2.2百万円

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等 (当社を除く) から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）長谷川洋二氏は、弁護士法人長谷川洋二法律事務所の代表社員を兼務しております。なお、当社は同法人と法律顧問契約を締結しておりますが、同法人と当社との間における取引額は僅少であります。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）長谷川洋二氏は、株式会社キョウデンおよびルビコン株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
社外取締役 鈴木 浩	当事業年度に開催された取締役会6回のすべてに出席し、主に企業経営管理の見地から意見を述べるなど、期待される役割である取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、十分な役割・責務を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 長谷川 洋 二	当事業年度に開催された取締役会6回のうち4回に出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、期待される役割である取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築に関する助言・提言を行っており、十分な役割・責務を果たしております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち10回に出席し、適宜、取締役の職務の執行に関わる管理体制等についての必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小松 哲 夫	当事業年度に開催された取締役会6回のすべてに出席し、主に内部統制、リスク管理等の企業経営管理の見地から意見を述べるなど、期待される役割である取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、十分な役割・責務を果たしております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のすべてに出席し、適宜、取締役の職務の執行に関わる管理体制等についての必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査の計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する助言業務」に対する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

○業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを周知徹底させる。

取締役に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の重要な意思決定および報告など取締役の職務執行に関しては、文書の作成、保存および管理に係る文書管理規程を策定する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を担当する取締役および部署を定める。リスク・コンプライアンスに関しては常勤取締役を構成員とする経営会議にて審議を行う。また、リスク管理に関する基本的な方針等を含むリスク管理の基本事項を定めた規程を制定する。

各事業部門におけるリスクの管理を行うべく、各事業部門長は定期的にリスク管理状況に関して取締役会に報告を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項について、慎重かつ迅速な意思決定を図るための常勤取締役を構成員とする経営会議を設置し、運用する。

組織の効率的かつ適正な運用を図る目的をもって、決裁基準、職務権限、職務分掌および組織に関する規程を定め、運用する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを全使用人に周知徹底させる。

リスク・コンプライアンスに関しては常勤取締役を構成員とする経営会議にて審議を行う。また、コンプライアンスを担当する取締役および部署を定め、コンプライアンスに関するプログラムを実施する。

使用人に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

- ⑥ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社等のコンプライアンス・リスク管理体制、子会社等管理の担当部署、子会社等の統治に関する事項等に関して定めた管理規程を定める。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会より要求がある場合、監査等委員会を補助すべき必要な使用人を配置する。
監査等委員会を補助すべき使用人を配置した場合において、当該使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由にして不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役および使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、法令、定款、社会通念に則った企業倫理に違反する行為およびその恐れがあるとき、その他監査等委員会が報告すべきものとして認めた事項が生じたときは、当社の監査等委員会に報告を行うものとする。
なお、当社および当社の子会社は、以上の監査等委員会への報告を理由とした報告者への不利益な処遇は一切行わない。
監査等委員会は取締役会および経営会議に出席することができるものとする他、いつでも取締役会および経営会議の議事録を閲覧することができ、決議事項および報告事項の内容を確認することができるものとする。
代表取締役は監査等委員会との定期的な意見交換の機会を持つものとする。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員会は監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他のアドバイザーを会社の費用負担で任用することができる。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役および使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

行動規範に関する規程として「タカノ株式会社行動指針」を定め、取締役に配布・周知するとともに、随時コンプライアンス教育を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要文書の保存管理、閲覧環境を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を担当する取締役として、常務取締役経営企画本部長を指名し、企画室をリスク管理を担当する部署として定めております。

リスク管理の基本事項を定めた規程を制定しております。また、事業部門のリスク管理状況については、取締役会に定期的に報告がなされております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営会議を設置して、会議を定期的で開催しております。当事業年度においては、24回の会議を開催しております。

稟議規程、組織および職務権限規程（共通職務権限基準）等を定め、運用しており、運用状況を内部監査室が定期的に確認を行っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

行動規範に関する規程として「タカノ株式会社行動指針」を定め、全使用人に配布するとともに、社内データベースへの公開により、周知しております。

経営会議においてはリスク・コンプライアンスに関する重要事項について審議を行っております。

コンプライアンスを担当する取締役として、常務取締役経営企画本部長を指名し、企画室をコンプライアンスを担当する部署として定めております。

「タカノ株式会社行動指針」等に基づき、使用人に対する研修・教育を随時行う他、経営トップ層から使用人に対して随時コンプライアンスの重要性について説明・教育を行っております。

⑥ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社管理に関する規定として、「関係会社管理規程」を定めており、経理部を担当部署として、当該規程に基づき子会社の管理を行っております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現状、監査等委員会より要求がないものの、要求ある場合は、監査等委員会補助使用人の配置を行い、当該使用人の人事異動等についても監査等委員会の同意を得るものとしております。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由にして不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員は取締役会および経営会議に出席しており、取締役会および経営会議資料等にアクセスすることが可能となっております。
また、代表取締役は監査等委員会に定期的に招へいされ、監査等委員会との意見交換の機会をもっております。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
現状、監査等委員会より要求がないものの、要求ある場合はアドバイザー等を会社の費用負担で任用することとしております。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役や使用人の理解を深めるため、会社における機関としての監査等委員会の権限、機能に係る教育を随時行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営上の重要政策であると考え、より安定した経営基盤の確立と自己資本利益率の向上を図ると同時に、業績の進捗状況、配当性向等を勘案しながら長期安定した利益の還元を行っていくことを方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の拡充、競争力の強化を図るため、新製品開発投資、合理化推進のための投資・事業提携および新規事業開発のための投資など、有効に活用してまいります。

この方針のもと、当期における業績進捗を鑑み、2022年5月20日開催の取締役会決議により、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき16円（普通配当14円、創業80周年記念配当2円）とし、2022年6月8日を効力発生日とさせていただきます。

(7) 会社の支配に関する基本方針

特段の方針は定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	23,347,654	流 動 負 債	6,866,587
現金及び預金	7,798,325	支払手形及び買掛金	1,881,529
受取手形	1,007,801	電子記録債務	2,541,952
売掛金	7,750,488	リース債務	54,778
契約資産	1,452,468	未払法人税等	335,523
有価証券	300,000	契約負債	305,860
商品及び製品	616,380	賞与引当金	608,191
仕掛品	2,892,214	役員賞与引当金	24,712
原材料及び貯蔵品	1,357,887	製品保証引当金	34,329
その他	172,341	その他	1,079,709
貸倒引当金	△253	固 定 負 債	848,714
固 定 資 産	14,268,811	長期借入金	80,000
有 形 固 定 資 産	9,434,798	リース債務	117,491
建物及び構築物	3,519,379	退職給付に係る負債	508,580
機械装置及び運搬具	970,410	その他	142,642
土地	4,236,283	負 債 合 計	7,715,301
リース資産	179,828	(純 資 産 の 部)	
その他	528,895	株 主 資 本	29,456,641
無 形 固 定 資 産	183,395	資本金	2,015,900
リース資産	11,298	資本剰余金	2,360,246
その他	172,097	利益剰余金	25,339,798
投資その他の資産	4,650,617	自己株式	△259,302
投資有価証券	3,142,536	その他の包括利益累計額	444,522
繰延税金資産	785,788	その他有価証券評価差額金	321,908
その他	728,510	為替換算調整勘定	121,795
貸倒引当金	△6,218	退職給付に係る調整累計額	818
資 産 合 計	37,616,465	純 資 産 合 計	29,901,164
		負 債 純 資 産 合 計	37,616,465

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,748,244
売上原価		17,129,293
売上総利益		5,618,950
販売費及び一般管理費		4,475,934
営業利益		1,143,015
営業外収益		
受取利息及び配当金	52,677	
受託研究収入	26,007	
その他の	46,855	125,539
営業外費用		
支払利息	2,107	
固定資産売却損	7,619	
コミットメントファイ	6,749	
為替差	8,776	
その他の	5,751	31,005
経常利益		1,237,550
特別利益		
固定資産売却益	7,080	7,080
特別損失		
減損損失	31,428	31,428
税金等調整前当期純利益		1,213,202
法人税、住民税及び事業税	354,871	
法人税等調整額	△36,081	318,790
当期純利益		894,411
親会社株主に帰属する当期純利益		894,411

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,015,900	2,355,417	24,709,774	△272,477	28,808,614
会計方針の変更による 累積的影響額			△142,818		△142,818
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	2,015,900	2,355,417	24,566,956	△272,477	28,665,796
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△121,569		△121,569
親会社株主に帰属する当期純利益			894,411		894,411
自己株式の取得				△33	△33
自己株式の処分		4,828		13,208	18,036
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	4,828	772,842	13,174	790,845
当連結会計年度末残高	2,015,900	2,360,246	25,339,798	△259,302	29,456,641

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	312,338	28,235	11,831	352,404	29,161,019
会計方針の変更による 累積的影響額					△142,818
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	312,338	28,235	11,831	352,404	29,018,201
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△121,569
親会社株主に帰属する当期純利益					894,411
自己株式の取得					△33
自己株式の処分					18,036
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	9,570	93,560	△11,013	92,117	92,117
連結会計年度中の変動額合計	9,570	93,560	△11,013	92,117	882,963
当連結会計年度末残高	321,908	121,795	818	444,522	29,901,164

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

タカノ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉本和芳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀一英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカノ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカノ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,791,758	流 動 負 債	6,462,279
現金及び預金	6,299,327	支払手形	130,325
受取手形	728,861	買掛金	1,403,911
売掛金	7,171,577	電子記録債権	2,628,606
契約資産	1,452,468	リース債権	29,994
有価証券	300,000	未払法人税等	302,000
商品及び製品	516,477	契約負債	293,915
仕掛品	2,792,469	賞与引当金	570,147
原材料及び貯蔵品	1,378,988	役員賞与引当金	23,162
その他	151,587	製品保証引当金	34,329
固 定 資 産	14,243,717	その他	1,045,886
有 形 固 定 資 産	9,014,474	固 定 負 債	729,064
建物	3,062,833	長期借入金	80,000
構築物	151,329	リース債権	56,766
機械及び装置	993,807	退職給付引当金	456,748
車両運搬具	1,460	その他	135,550
工具器具及び備品	345,352	負 債 合 計	7,191,344
土地	4,156,580	(純 資 産 の 部)	
リース資産	133,807	株 主 資 本	27,524,005
建設仮勘定	169,302	資本金	2,015,900
無 形 固 定 資 産	159,064	資本剰余金	2,360,246
ソフトウェア	126,981	資本準備金	2,157,140
その他	32,082	その他資本剰余金	203,106
投資その他の資産	5,070,179	利 益 剰 余 金	23,407,162
投資有価証券	3,129,397	利益準備金	503,975
関係会社株式	538,595	その他利益剰余金	22,903,187
関係会社出資金	47,350	別途積立金	21,000,000
繰延税金資産	765,551	繰越利益剰余金	1,903,187
その他	595,503	自 己 株 式	△259,302
貸倒引当金	△6,218	評価・換算差額等	320,126
資 産 合 計	35,035,476	その他有価証券評価差額金	320,126
		純 資 産 合 計	27,844,132
		負 債 純 資 産 合 計	35,035,476

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,288,374
売上原価		15,354,817
販売費及び一般管理費		4,933,557
営業利益		4,020,293
営業外収益		913,263
受取利息及び配当金	101,959	
受託研究収入	26,007	
その他	57,305	185,271
営業外費用		
支払利息	394	
固定資産除却損	7,742	
コミットメントファイ	6,749	
その他	5,751	20,638
経常利益		1,077,897
特別利益		
固定資産売却益	7,080	7,080
特別損失		
減損損失	31,428	31,428
税引前当期純利益		1,053,549
法人税、住民税及び事業税	301,018	
法人税等調整額	△33,137	267,881
当期純利益		785,668

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位: 千円)

	株 主 資 本									株主資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 資 剰 余 本 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,015,900	2,157,140	198,277	2,355,417	503,975	21,000,000	1,381,907	22,885,882	△272,477	26,984,722
会計方針の変更による 累積的影響額							△142,818	△142,818		△142,818
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,015,900	2,157,140	198,277	2,355,417	503,975	21,000,000	1,239,088	22,743,063	△272,477	26,841,904
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△121,569	△121,569		△121,569
当 期 純 利 益							785,668	785,668		785,668
自己株式の取得									△33	△33
自己株式の処分			4,828	4,828					13,208	18,036
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	4,828	4,828	-	-	664,098	664,098	13,174	682,101
当 期 末 残 高	2,015,900	2,157,140	203,106	2,360,246	503,975	21,000,000	1,903,187	23,407,162	△259,302	27,524,005

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	310,415	310,415	27,295,138
会計方針の変更による 累積的影響額			△142,818
会計方針の変更を反映した 当期首残高	310,415	310,415	27,152,319
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△121,569
当 期 純 利 益			785,668
自己株式の取得			△33
自己株式の処分			18,036
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	9,711	9,711	9,711
当期変動額合計	9,711	9,711	691,812
当 期 末 残 高	320,126	320,126	27,844,132

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

タカノ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉本和芳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀一英

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカノ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、毎月定期的に監査等委員会を開催し、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査等委員間で意見交換を行ったほか、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するため、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに職務の執行状況について報告並びに監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- ③当社の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの整備等に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正であり、その構築及び運用状況については、事業環境の変化を踏まえ、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

タカノ株式会社監査等委員会

取	締	役					
監	査	等	高	嶋	厚	ⓐ	
社	外	取					
監	査	等	長	谷	川	洋	ⓑ
社	外	取					
監	査	等	小	松	哲	夫	ⓒ

以上

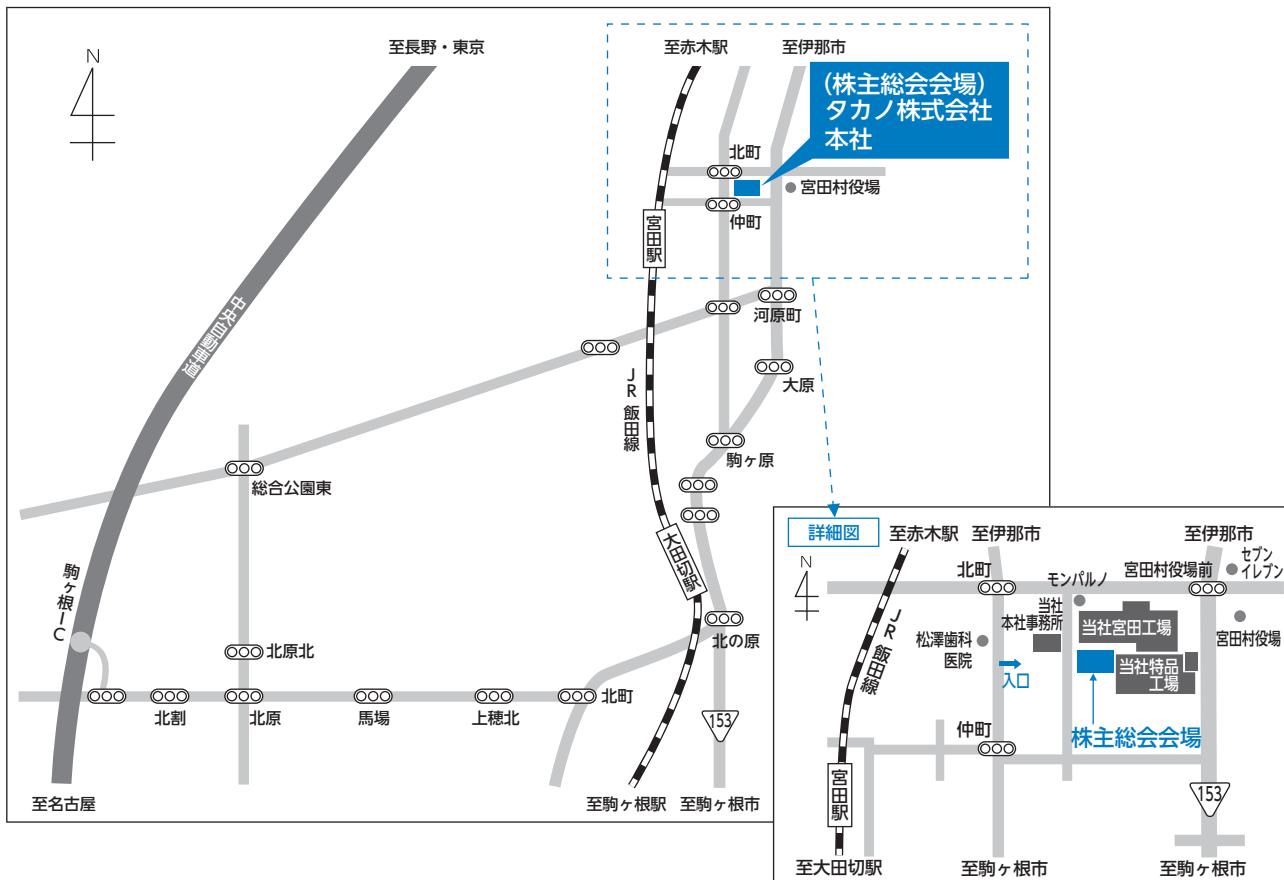
株主総会会場ご案内図

会場

長野県上伊那郡宮田村137番地 タカノ株式会社本社管理棟2階第3会議室
TEL：(0265) 85-3150 (代表)

交通

- J R 飯田線宮田駅より 徒歩で7分
- 中央道駒ヶ根インターチェンジより 車で10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。